

<記入例：普通徴収…納税者が未徴収税額を直接納める方法>

提出用 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書										年度		① 現年度 2. 新年度 3. 両年度							
<p>(1) 異動があった場合はすみやかに提出してください。 ◎指定番号と宛名番号を必ず記入してください。</p> <p>令和〇年10月31日 給与支払報告者 いわき市長様</p> <p>所在地 いわき市平字梅本21番地</p> <p>フリガナ イワキ</p> <p>氏名又は名称 (株) いわき</p> <p>個人番号又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3</p> <p>特別徴収税額(年税額) 12,000 円</p> <p>未徴収税額(イ) 5,000 円</p> <p>未徴収税額(ウ) 7,000 円</p> <p>異動年月日 〇年 〇月 〇日</p> <p>異動事由 1. 退職</p> <p>異動後の未徴収税額の徴収方法 3. 普通徴収</p>										特別徴収義務者指定番号		△△△△△			宛名番号		0005		
所属		人事課 給与係			担当者氏名		警城 一郎			電話		0246-22-1111 内線							
フリガナ		シンカワ サクラ			氏名		新川 桜 (旧姓)			生年月日		大正(昭和)平成56年4月1日							
個人番号		1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2			1月1日現在の住所		いわき市平一丁目△-〇			上記が変更があった場合のみ併記		東京都千代田区丸の内〇-X							
特別徴収税額(イ)		12,000 円			未徴収税額(イ)		5,000 円			未徴収税額(ウ)		7,000 円							
異動事由		1. 退職			異動後の未徴収税額の徴収方法		3. 普通徴収			中央届出書(2)は新勤務先で記載		月割額及び徴収開始月は新勤務先が必ず記載							
異動後の未徴収税額の徴収方法		1. 特別徴収継続(転勤)			2. 一括徴収		3. 普通徴収			下掲の(イ)に記載		一括徴収した税額が納付金に必ず記載してください							
右から番号を記入		1			右から番号を記入		3			異動後の未徴収税額の徴収方法は必ず記入してください。									
<p>(2) 転勤等による特別徴収届出書 新勤務先の事業所を経由して、いわき市へ提出してください。(左欄外参照)</p> <p>特別徴収義務者指定番号 (新規) 宛名番号 受給者番号</p> <p>所在地 フリガナ 氏名又は名称</p> <p>個人番号又は法人番号 納納書の要否 <input type="checkbox"/> 1. 必要 2. 不要</p> <p>担当者氏名 所属 氏名 電話 内線</p> <p>新しい勤務先へは、月割額 〇〇〇 円を 〇〇 月分から徴収し 納入するよう連絡済みです。</p>										必要の場合のみ記入		(前勤務先が必ず記載)							
<p>(3) 給与の支払いを受けなくなった後の月割額(未徴収税額)について一括徴収する場合は一括徴収できない場合の理由を記入してください。(1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、原則一括徴収することが義務づけられています。)</p> <p>一括徴収の理由</p> <p>1. 異動が 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため</p> <p>2. 異動が 年1月1日以降で、特別徴収の継続の希望がないため</p> <p>一括徴収できない理由(1/1から4/30までの退職者等)</p> <p>1. 5月31日までに支払われる給与若しくは退職手当等がないため又は未徴収税額より少ないため</p> <p>2. その他 理由 ()</p> <p>一括徴収予定月日 〇年 〇月 〇日</p> <p>一括徴収税額 上記(1)の(イ)と同額 〇 円</p> <p>一括徴収した税額は 〇 月分 (月 日納期限分)と合わせ て納入します。</p>										※		異動事由			課税すべき年度				
市記入欄		41・42・43・44 45・46・47・74			48・49 75			61			処理 担当 確認								
開始期		〇月 〇日			〇月 〇日			〇月 〇日											

納入する月と月分をまちがえないように記入してください。

※印の欄は届出書において通常必要と認められる事項を記載してください。

※印の欄は届出書において通常必要と認められる事項を記載してください。

※印の欄は届出書において通常必要と認められる事項を記載してください。

1. 届出書の記入は必ずしも必要ではありません。

2. 届出書の記入は必ずしも必要ではありません。

3. 届出書の記入は必ずしも必要ではありません。

4. 届出書の記入は必ずしも必要ではありません。

異動する前に開いて記入してください。

納入済額を再度確認してください。

税額通知書に記載されている番号を記入してください。

いわき市のあて先 平970-8686 福島県いわき市平字梅本21番地 いわき市役所財政部市民課 電話0246-22-7426・7427 Fax0246-22-7588

(この用紙はノーカーボンです)